

協会活動報告

(平成 24 年版)

一般社団法人 投資信託協会

■平成 24 年協会活動報告

〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

- (1) 投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための対応…………… 1
- (2) 不動産投資法人（不動産投資信託）の出資（投資元本）の払戻しに係る規則の整備…………… 3
- (3) 証券取引等監視委員会への業務説明…………… 4
- (4) 会員調査に関する活動…………… 5
- (5) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施…………… 5

〔2〕 投資信託の啓発・普及活動

- (1) 投信総合検索ライブラリーの稼働開始…………… 7
- (2) 講演会・セミナー・講師派遣の実施…………… 8
- (3) 大学における寄附講座の開設…………… 11
- (4) 証券知識普及プロジェクトにおける活動…………… 12
- (5) ホームページのコンテンツの充実…………… 13

〔3〕 投資信託に係る制度への対応

- (1) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応…………… 15
- (2) IOSCO による MMF にかかる市中協議報告書に対する意見書の提出…………… 17
- (3) 平成 25 年度税制改正要望等…………… 18

〔4〕 国際的な活動

- (1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) への対応…………… 20
- (2) 第 17 回アジア・オセアニア会議への参加…………… 22
- (3) 第 26 回国際投資信託会議への参加…………… 23

〔5〕 その他

- (1) 公益法人制度改革への対応…………… 24
- (2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表…………… 24

〔6〕 平成 24 年各種説明会及び研修会の開催状況…………… 26

〔1〕 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

(1) 投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための対応

当協会では、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の交付目論見書の記載上の留意点について、平成23年11月17日付で「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正を実施した。さらに、当協会では、昨今の金融市場、とりわけ為替市況の急激かつ大幅な変動により、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の基準価額や分配金額に、従来に増した変動が見られていたことを考慮するとともに、金融庁が平成23年8月26日付で公表した「平成23事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」において、顧客保護と利用者利便の向上として、(1) 勧誘・説明態勢等、(2) 商品販売後の顧客管理等を掲げたことを踏まえ、平成23年11月17日付で「販売・勧誘態勢等に係る検討委員会」を設置し、投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための投資信託委託会社としての対応策について検討を重ねた。その結果については、平成23年12月16日付で会員通知を行った。

当協会では、会員通知後、通知内容のうち、必要な事項について交付目論見書の作成や運用報告書等に関する規則等の一部改正等の案を策定し、平成24年1月13日から平成24年2月10日までの1か月間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、平成24年3月15日付で同規則等の一部改正等を行った。主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 投資信託委託会社は、「交付目論見書」及び「運用報告書」等の作成に当たり、「特別分配金」という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示する。
- ② 公募追加型株式投資信託の運用報告書においては、分配原資の内訳を記載することとし、その表示例を定める。
- ③ 交付目論見書の作成に当たっては、(1) 毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託において、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法における説明の例示として、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」旨を追加、(2) 通貨選択型投資信託等については、その分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しない旨の規定を定める。

- ④ 正会員の業務運営等に関し、投資信託委託会社は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（原則、「毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託」）について、(1) 分配金を決定するまでのプロセス、(2) 分配金を決定するに当たって考慮すべき事項、(3) 分配金決定に当たっての基本的考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備を行い、当該運営マニュアルに基づく運営の徹底等を図る旨の規定を定めるとともに、分配金決定に当たっての事跡を明確にする規定を定める。

なお、交付目論見書の作成や運用報告書に係る規則等の改正は、平成24年6月1日から実施することとし、交付目論見書については、実施日以降新たに有価証券届出書を提出するもの、運用報告書については、実施日以降決算の到来するものから適用した。

また、投資信託委託会社が分配金を決定するに当たっての基本的な考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備に係る「正会員の業務運営等に関する規則」等の改正等については、平成24年5月1日から実施した。

さらに、これら規則等いずれの改正も正会員が当該実施日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げないこととした。

なお、上記規則等の改正等については、平成24年3月30日に会員を対象に説明会を開催した。

一方、金融庁では、投資信託の勧誘・販売に当たり、顧客目線に立って商品特性・リスク特性に応じた適切な説明を行うこと等を監督上の重点事項に位置付け、その際の具体的な監督上の着眼点を明確化するため、平成24年2月15日付で「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

さらに、金融庁では、平成24年8月28日付で公表した「平成24事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」において、「金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方」に即し、「市場仲介機能の適切な発揮」、「質の高いリスク管理の促進」、「顧客保護と利用者利便の向上」の3点を重点分野と捉えるとともに、「金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、金融商品取引業者等の監督にあたることとする。」としている。

この重点分野のうち、「顧客保護と利用者利便の向上」については、販売態勢等に関し、「①投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。」としている。

なお、投資信託委託会社への要請として、「②とりわけ、」の記載において、「(vii) 投資信託委託会社においては、販売業者へリスク特性等を明確に伝達しているか」及び「(viii) 分配金決定にあたっての社内体制を整備しているか」の二点を盛り込んでいる。

(2) 不動産投資法人（不動産投資信託）の出資（投資元本）の払戻しに係る規則の整備

「投資信託及び投資法人に関する法律」第137条並びに当協会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第28条及び第43条において、不動産投資法人（不動産投資信託）は投資主（受益者）に対し、一定の範囲内（減価償却費の60%を限度）で利益を超えた金銭の分配（以下、「出資（投資元本）の払戻し」という。）をすることができるよう規定されている。

当協会は平成23年来、証券投資信託に係る分配金について、元本の払戻しを行う場合の留意すべき事項や開示すべき事項の改善を図ってきたが、不動産投資法人（不動産投資信託）が出資（投資元本）の払戻しを行う場合においても、証券投資信託の取組みを考慮する必要があることから、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正案を策定し、平成24年10月12日から平成24年11月9日までの1か月間意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、平成24年12月20日付で同規則等の一部改正を行った。具体的な改正の内容は次のとおりである。

① 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」について

イ. クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。

ロ. クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合の規定を定める。

ハ. クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。

ニ. クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合の規定を定める。

② 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則」について

イ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第28条の2第2項に基づき、クローズド・エンド型の投資信託に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。

ロ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第43条の2第2項に基づき、クローズド・エンド型の投資法人に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。

- ③ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」について
イ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第28条の2及び同規則第28条の3に基づき、クローズド・エンド型の投資信託について、投資元本の払戻しを行った場合、運用報告書に「当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである。」旨の明示及び当該投資元本の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。

ロ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第43条の2及び同規則第43条の3に基づき、クローズド・エンド型の投資法人について、出資の払戻しを行った場合、資産運用報告に「当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである。」旨の明示及び当該出資の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。

(3) 証券取引等監視委員会への業務説明

平成24年4月20日に証券取引等監視委員会に対し、以下の通り当協会の活動状況等について業務説明を行った。

- ① 協会の活動状況
- イ. 投資信託の販売・勧誘態勢の一層の充実を図るための対応
 - ロ. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応
- ② 自主規制機能の発揮
- イ. 正会員に対する立入調査の実施等
 - ロ. 正会員に対するアンケート調査の実施等
 - ハ. 法令違反等に係る当協会への報告態勢と報告等の状況
 - ニ. 正会員に対する処分等状況
 - ホ. 正会員の役職員に対するコンプライアンス研修会の実施

(4) 会員調査に関する活動

① 平成23年度（平成24年1月～3月）の会員調査等

23年度は、平成23年3月31日に正会員に周知した「平成23年度会員調査方針・計画」に基づき立入調査を実施したが、平成24年1月から3月は、3社に対する立入調査を実施した。

なお、平成23年度の立入調査の結果（上半期2社（注）、下半期6社）を取りまとめ、平成24年10月18日に正会員に周知した。

（注）政府の節電対策の要請に対応したため。

また、平成23年11月20日を基準日として実施した第5回アンケート調査結果を取りまとめ、平成24年5月31日に正会員に周知した。

② 平成24年度（平成24年4月～12月）の会員調査等

平成24年度は、平成24年3月31日に正会員に周知した「平成24年度会員調査方針・計画」で示したとおり、当協会の平成24年度事業計画の「I. 投資者保護のための業界の自己規律維持・向上に資する活動」に掲げた「(2) 正会員における法令・自主規制規則の遵守状況、コンプライアンス態勢の整備実態等を会員調査等により把握し、適切な指導に努めるとともに、正会員向けコンプライアンス研修会の実施及び調査結果の情報還元等により事前予防効果を高め、正会員の自己規律能力の維持・向上、投資者保護の強化に資する。」ことに基づき、正会員に対する立入調査を効率的・効果的に実施するなどによって、正会員の業務運営の更なる向上を図り、投資運用業の健全な発展及び投資者の保護に資するよう努めた。

立入調査は、計画どおり月1社のペースで実施し、平成24年中は平成23年度分3社を含む合計12社の立入調査を実施した。

また、平成24年11月20日を基準日とした第6回アンケート調査を実施したほか、正会員の法令等遵守態勢の充実・強化を図るため、引き続き四半期毎に、当協会に報告のあった法令違反等の事例をとりまとめ、その概要や管理体制の改善状況等を正会員に周知した。

さらに、証券取引等監視委員会からの要請を受け、四半期毎に、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を正会員に周知した。

(5) 正会員向けコンプライアンス研修会の実施

① 平成24年10月29日（月）に正会員のコンプライアンス担当者を対象とした研修会を以下のとおり開催した。

I部「証券検査を巡る最近の動向について」

講師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査課

課 長 鈴木 恭人 氏

Ⅱ部「平成23年度会員調査結果について」

講 師：協会事務局

会 場：東京証券会館9階 第一会議室

出席者：183名

- ② このほか、正会員の要請に応じて、資産運用会社のコンプライアンスに係る研修会（4社4回）に、協会事務局職員を講師として派遣した。

〔2〕 投資信託の啓発・普及活動

(1) 投信総合検索ライブラリーの稼働開始

投信総合検索ライブラリーは、交付目論見書や基準価額データを集約し、ファンドの商品分類等、様々な検索条件を指定して、検索結果を分かりやすく表示、比較することを可能とし、投資者の主体的な投資判断に資する情報提供を行うものである。

平成 23 年 10 月に開発プロジェクトに着手し、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの間で、システムの品質・信頼性を確保するため、基本機能の動作確認テスト及び負荷テスト等の各種テストを行った。

その後、平成 24 年 4 月 4 日に正会員を対象としたシステムの利用方法等に関する説明会を開催し、4 月 16 日から 5 月 11 日までの間で、正会員のシステム操作習熟度向上等を図るため、交付目論見書が掲載されているホームページアドレス（URL）等を本ライブラリーに登録する本番運用リハーサルを実施した。

また、「投資信託及び投資法人に係る定期報告に関する規則」等の改正案を策定し、平成 24 年 4 月 13 日から 4 月 27 日までの間で、正会員を対象とした意見募集を実施した上で、5 月 24 日付で同規則等の一部改正を行った。主な改正内容は次のとおりである。

- ① 規則及び細則の名称を、それぞれ「投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る報告に関する規則に関する細則」に変更
- ② 当協会に報告すべき事項（交付目論見書の URL、又は交付目論見書の PDF データ等）を定める旨の規定を新設
- ③ 報告対象（原則として追加型公募投資信託）、及び提出日（新規設定時は当初申込期間開始日まで、交付目論見書の改訂時は改訂前交付目論見書の有効期間の満了日まで等）を定める旨の規定を新設

以上を踏まえ、平成 24 年 5 月 28 日から、「投信総合検索ライブラリー」として、当協会の一般サイトにおいて稼働を開始した。なお、稼働後から平成 24 年 12 月末までのアクセス件数は、月平均で 8 万件を上回っている。

(2) 講演会・セミナー・講師派遣の実施

① 投信フォーラム 2012 の開催

啓発・普及事業の一環として、地方新聞社、全国地方新聞社連合会との共催による「投信フォーラム 2012」を、平成 23 年度分として、高松の 1 会場、24 年度分として長野、北海道、盛岡、奈良の 4 会場で開催した。

講演会の形式は二部構成で、第一部が開催地で知名度の高い著名人による特別講演、第二部がファイナンシャルプランナーによる投資信託セミナー及び運用会社の専門家との対談コーナー（FP との対談）である。

なお、本講演は、金融庁、金融広報中央委員会、財務省財務局・同財務事務所、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、日本損害保険協会、不動産証券化協会、共同通信社から後援をいただいた。

開催の概要は以下のとおりである。

イ. 投信フォーラム 2012 in 高松

主 催：投資信託協会、四国新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 24 年 1 月 28 日（土）

会 場：かがわ国際会議場

テーマ：第一部「なでしこ世界一～ゴールキーパーコーチとしての関わり～」(なでしこサッカー日本女子代表ゴールキーパーコーチ 前田信弘氏)

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」(馬養雅子氏)
運用会社の専門家との対談

参加者数：240 名

ロ. 投信フォーラム 2012 in 長野

主 催：投資信託協会、信濃毎日新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 24 年 6 月 16 日（土）

会 場：ホテルメトロポリタン長野

テーマ：第一部「落語と投資信託 ～信じて託すということ～」(落語家 立川談慶氏)

第二部「リスクと上手につき合うコツ ～投資信託の個性・特徴を知って～」(野尻美江子氏)

運用会社の専門家との対談

参加者数：220 名

ハ. 投信フォーラム 2012 in 北海道

主 催：投資信託協会、北海道新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 24 年 7 月 21 日（土）

会 場：共済ホール

テーマ：第一部「カーリングを通じて得たもの」（カーリング選手
本橋麻里氏）

第二部「資産運用の基本と投資信託の活用方法～「良いフ
ァンド」・「良くないファンド」の見分け方～」

（神戸孝氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：250 名

ニ. 投信フォーラム 2012 in 盛岡

主 催：投資信託協会、岩手日報社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 24 年 9 月 22 日（土）

会 場：盛岡劇場

テーマ：第一部「和の心～東日本大震災に遭遇して考えたこと、縄
文以来脈々と伝えられてきた東北人の和の心～」（作家
高橋克彦氏）

第二部「増税や年収減に負けないマネープラン ～投資信託
を活用して～」（和泉昭子氏）

運用会社の専門家との対談

参加者数：150 名

ホ. 投信フォーラム 2012 in 奈良

主 催：投資信託協会、奈良新聞社、全国地方新聞社連合会

開催日：平成 24 年 11 月 10 日（土）

会 場：奈良県新公会堂

テーマ：第一部「歴史の中のうそのような本当のお金の話」（作家
加来耕三氏）

第二部「投資信託で“草食系”の資産づくり」（馬養雅子氏）
運用会社の専門家との対談

参加者数：100 名

- ② 日経ウーマンセミナー「マネー美人のための資産形成セミナー」
幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性をターゲ

ットにした雑誌社とタイアップしセミナーを平成24年10月31日に開催した。当日は平日の夜にも関わらず多くの女性が集まり、働く女性が夢をかなえるために必要な金融商品の基本的知識や資産形成術の講演に熱心に耳を傾けた。

セミナーの形式は二部構成で、第一部は、ファイナンシャルプランナーであり生活経済ジャーナリストでもある和泉昭子氏による働く女性のためのマネーとキャリアに関する基調講演、第二部のトークセッションでは、読者から寄せられた投資に関する悩みについて、和泉氏と、資産運用のプロである野村アセットマネジメントの畦地理代氏が働く女性の立場に立ったアドバイスを行った。

開催日時：平成24年10月31日（水）19:00～20:50

会場：青山ダイヤモンドホール

構成：第一部 基調講演「働き女子の夢をかなえる資産形成術」
和泉 昭子 氏（ファイナンシャルプランナー・生活経済ジャーナリスト）
第二部 トークセッション「自分らしく生きるマネー美人とは？」
和泉 昭子 氏（ファイナンシャルプランナー・生活経済ジャーナリスト）
畦地 理代 氏（野村アセットマネジメント）
佐藤 珠希 氏（日経ウーマン編集長）

参加者数：216名

主催：日経ウーマン

協賛：投資信託協会

③ タイアップセミナー

未経験者を対象に投資信託の基礎知識から実践編までわかりやすく解説する「投資信託基礎講座」を、NPO法人エイプロシス（特定非営利活動法人投資と学習を普及・推進する会）との共催により、毎月1回東京都内（中央区茅場町）で開催した。平成24年における延べ受講者数は390名となった。

④ 講師派遣の実施

投資信託の知識と理解の向上を目的に、消費生活センター、大学、確定拠出年金導入企業等からの要請に応じて、市民、学生、企業従業員、消費生活相談員等を対象としたセミナーや講座へ講師を派遣した。平成24年の派遣実績は、14件、延べ受講者数は687名であった。

(3) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における証券投資教育の一助となるべく、平成17年より東西の主要大学において寄附講座を開設している。平成24年は、早稲田大学、一橋大学、大阪大学、京都大学、神戸大学の5校に名古屋大学を加え、6校で実施した。

それぞれの大学における講義の内容は、凡そ、資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付を概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広いものとなっている。社会に羽ばたく前の学生にとっては、資産運用に関する知識だけでなく数多くの実務家から多面的な実務が学べる貴重な機会でもあり、学生の資産運用ビジネスへの関心を高める契機にもなっている。

各大学における講座の概要は、以下の通りである。

<早稲田大学>

講義名：アセット・マネジメント(資産運用)の世界

開設期・回数：後期・全15回

受講者数：426名

<一橋大学>

講義名：アセットマネジメント論

開設期・回数：前期・全15回

受講者数：83名

<大阪大学>

講義名：アセットマネジメントの理論と実務

開設期・回数：前期・全13回

受講者数：125名

<京都大学>

講義名：アセットマネジメントの実務と法

開設期・回数：後期・全14回

受講者数：300名

<神戸大学>

講義名：アセットマネジメント(資産運用)の理論と実務

開設期・回数：前期・全15回

受講者数：255名

<名古屋大学>

講義名：アセットマネジメント概論

開設期・回数：後期・全14回

受講者数：134名

(4) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会、日本証券業協会、東京証券取引所グループ等の証券8団体で構成する「証券知識普及プロジェクト」は、中立・公正な立場から、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的に、学校における金融経済教育に役立つ各種学習教材の提供、一般消費者向けのセミナーや講演会の開催等、多岐にわたる活動を行っている。

平成24年における主な取組みは、以下のとおりである。

① 教育現場における「金融経済教育」の推進

イ. 学校向け教材の制作

次世代を担う子供たちに対する学校教育を通じた普及・啓発活動として、平成24年4月から実施された新学習指導要領に対応した中学生向けの体験型教材「株式会社をつくろう！～ミスターXからの挑戦状～」を制作した。

ロ. 教員向け広報活動

証券界が取り組む学校向け証券知識の普及・啓発活動や、金融経済教育の意義などを周知するための教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」を、平成24年12月～平成25年1月にかけて全国9都市で開催し、439名の参加を得た。

また、教育現場における金融経済教育を充実させるため、学校向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等（約19,000件）に送付するとともにWEB「金融経済ナビ」上でも公開した。

② 一般向け「投資の日」記念イベント等の開催

一般市民の金融リテラシー向上を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に、「自分の未来は、自分でつくる。」をキャッチコピーに掲げ、投資未経験者を主な対象とした講演会、セミナー等のイベントを全国各地で開催した。

イ. 各地区イベント

各地区の特色を活かした普及・啓発イベントを、全国9地区17都市23会場で開催した。東京地区の「お笑い証券・金融塾」の模様をLIVE及びオンデマンドで配信し、情報の拡散に努めた。

ロ. 「104（とうし）」バスツアー2012

昨年のウォーキングツアーに引き続き、日本銀行や東京証券取引所の金融関連施設、史跡等を巡る「104（とうし）」バスツアー2012を実施した（4日間開催、273名の参加）。なおタレントが帯同した10月4日のツアーの様子は、オンデマンド配信されている。

ハ. ラジオ放送及びラジオ番組提携イベント

日頃、証券投資になじみのない投資未経験者を主な対象に、10月～12月の3か月間、証券投資の基礎に関するラジオ番組をTBS系列及びTOKYO FM系列により放送した。また、放送後も番組内容を聴取することができるよう、ポッドキャストを掲載した。

加えて、TBS及びTOKYO FM共催のラジオイベントを大阪、東京、名古屋の3会場で実施し、510名の参加を得た。

（5）ホームページのコンテンツの充実

投資や投資信託への正しい理解の向上及びホームページの利用者拡大を図るため、平成23年に新設した著名人インタビュー及び専門家による解説記事を平成24年も継続するとともに、新たに確定拠出年金に関する説明を行う「年金ラボ」を開設した。

① 著名人インタビューの概要は以下のとおりである。

<第1回>BRICs 経済研究所代表 門倉貴史氏

「長期で成果が期待できる新興国投資は 若い世代にこそおすすめで
す」

<第2回>お笑いコンビ・キャイ〜ン 天野ひろゆき氏

「仕事も投資もかたよらず 広く分散することが大切だと思います」

<第3回>タレント 福田萌氏

「FPの資格を活かして 同世代の人たちに投資の身近さを伝えたい」

<第4回>スポーツジャーナリスト 中西哲生氏

「将来に対する具体的なイメージが 投資にも必要でしょう」

<第5回>タレント パクンマクン

「投資で「お金を育てる」ことが 将来の安心へと繋がります」

② 専門家による解説記事の概要は以下のとおりである。

《入門！確定拠出年金》

1級DCプランナー/AFP/消費生活アドバイザー 山崎俊輔氏

<第1回>「魅力を知らないともったいない「確定拠出年金」の5つの
メリット」

<第2回>「確定拠出年金で投資信託を活用してみよう」

③ 「年金ラボ」の概要は以下のとおりである。

平成24年1月の確定拠出年金制度におけるマッチング拠出解禁を受け、その理解を深めてもらうための特設ページ「年金ラボ」を開設した。

「年金ラボ」は、下記のとおり、「年金制度編」及び「確定拠出年金実践編」からなり、ファイナンシャルプランナーなどの専門家2名が特別研究員となって、確定拠出年金について解説している。また、解説記事の理解を促すため、動画も同時に開設した。

《年金制度編》生活経済ジャーナリスト/ファイナンシャルプランナー
和泉昭子氏

<記事コンテンツ>「基礎から学ぶ年金制度と確定拠出年金」

「ねんきん定期便から考える資産運用」

<動画>「知っておきたい、年金の基本」

《確定拠出年金実践編》1級DCプランナー/AFP/消費生活アドバイザー
山崎俊輔氏

<記事コンテンツ>「これでわかる！確定拠出年金の仕組みとメリット」

「使わなければもったいない！確定拠出年金の税制
メリットをフル活用！」

<動画>「マッチング拠出の仕組みと活用術」

〔3〕投資信託に係る制度への対応

(1) 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応

平成24年1月27日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において、金融担当大臣の諮問を踏まえ、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の設置が決定された。

同ワーキングは平成24年3月から12月まで計13回に亘って開催された。当協会もオブザーバーとして同ワーキングに出席し、専門的見地から提言等を行った。なお、7月3日に中間論点整理が取りまとめられたが、そのうち、運用報告書の改善、トータル・リターン通知、リスク量にかかる表示については、ワーキングとは別に、金融庁主催により当協会を含む業界と消費者代表との間で意見交換会が行われ、当協会としてもこれらの論点について積極的に提案を行った。

こうした検討を踏まえ、平成24年12月12日に最終報告が公表された。

最終報告において、投資信託に関しては、運用報告書の簡素化、販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供、トータル・リターン通知制度の導入、運用財産の内容についての制限等を、また投資法人に関しては、資金調達手段の多様化としてのライセンスオフリング等の導入、インサイダー取引規制の導入、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し等を、それぞれ手当することについて提言が行われた。

金融担当大臣による諮問事項及びワーキング・グループにおける開催ごとの主な議題は以下の通りである。

諮問事項

○ 投資信託・投資法人法制の見直しについての検討

国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、以下のような観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討

- 一 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
- 二 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等

ワーキング・グループの日程と主な議題	
第1回 平成24年3月7日	諮問事項と投資信託・投資法人法制の現状
第2回 平成24年4月6日	・投資信託の位置づけや我が国投資信託市場における運用会社及び販売会社のあるべき姿
第3回 平成24年4月13日	・国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化等
第4回 平成24年4月27日	・投資信託の位置づけや我が国投資信託市場における運用会社及び販売会社のあるべき姿
第5回 平成24年5月11日	・一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
第6回 平成24年5月18日	・投資法人の現状と課題
第7回 平成24年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達手段・資本政策手段の多様化 ・簡易合併手続の見直し ・投資家の信頼を高める意思決定確保するための仕組み ・インサイダー取引規制 ・その他
第8回 平成24年7月3日	・中間論点整理案
第9回 平成24年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・販売・勧誘時等におけるリスク等についての情報提供の充実 ・運用財産の内容についての制限 ・運用報告書記載事項等の見直し
第10回 平成24年10月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資家の信頼を高める意思決定確保のための仕組みの導入 ・インサイダー取引規制の導入 ・資金調達・資本政策手段の多様化
第11回 平成24年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・トータル・リターン把握のための定期的通知制度の導入 ・有価証券届出書及び有価証券報告書の提出の見直し ・複雑化・複合化するリスクへの対応
第12回 平成24年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・書面決議を要する約款変更範囲の見直し ・書面決議を要する併合手続の見直し ・受益者数要件の撤廃 ・その他の施策 ・海外不動産取得促進のための過半議決権保有

	制限の見直し ・投資主総会開催日の2か月前公告規制
第13回 平成24年12月7日	・最終報告案

当協会ではこれに対応するため、投資信託については政策委員会の下に設けられた「投資信託の制度の見直しに関する勉強会」において、また、投資法人については「投資法人の制度に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」の合同委員会において、それぞれ掲げられた論点について、実務等に照らして検討を行った。

(2) IOSCO による MMF にかかる市中協議報告書に対する意見書の提出

4月27日付で証券監督者国際機構(IOSCO)は“Money Market Funds Systemic Risk Analysis and Reform Options”(MMFのシステムミック・リスク分析と改革のオプション)と題するレポートを公表した。このレポートは、MMFが金融システムの安定性に及ぼしうるリスクにつき予備的な分析を行うと共に、これらのリスクに対処するための網羅的な政策のオプションについて記載したものである。

当協会では、同機構において本件に関する意見募集を行っていたことから、MMFを運用している会員会社及び金融庁とも連携しながら当協会としての意見を取りまとめ、5月28日に当協会会長名で先方のDavid Write事務局長宛に提出した。レターで掲げた意見の概要は以下のとおりである。

(総論)

- ・MMF規制を検討するにあたってはグローバルに画一的な規制ではなく地域の特性を考慮した規制とすること
- ・MMFの定義について再考すること

(各論)

- ・強制的にVNAV(変動基準価額)へ移行すると日本の日々決算型ファンドが有する決済機能に大きな影響を与えることからCNAV(固定基準価額)を堅持することの必要性
- ・CNAVを堅持する観点からもアモチゼーション評価をする資産の範囲を過度に限定しないことの重要性
- ・万が一の時に備えた資本バッファの積立て方法にかかる問題点
- ・ファンドから資金が流出しないように一定の要件下で留保金を課すことや万が一への対応として投資金額の一部について、即時換金ができない最低保有持ち分を設定することの問題

また、本件に関連して、国際投信協会においても意見書を取りまとめ、同機構に対し5月28日に提出しているが、当協会もこの内容について国際投信協会理事国として承認している。

なお、提出された意見を踏まえ、同機構では最終的な提言を“POLICY RECOMMENDATIONS FOR MONEY MARKET FUNDS”として取りまとめ、10月12日付で公表している。

(3) 平成25年度税制改正要望等

平成25年度税制改正要望は、政策委員会の下「投資信託の税制に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」において検討を行うと共に、関係団体である日本証券業協会、全国証券取引所と連携しながら要望に係る検討を進め、4月から5月にかけて当協会の会員から意見募集を行った上で6月に機関決定を行い、業界の要望として金融庁及び国土交通省等、関係者に提出した。投信関係の主な要望事項は以下の通りである。

- ・ 上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置の維持
- ・ 個人投資者の利便性等に配慮した日本版ISAの拡充・簡素化
- ・ 金融所得課税の一体化を促進する税制措置
- ・ 確定拠出年金制度に係る税制措置（拠出限度額の水準引き上げ等）
- ・ 不動産投資法人等に係る不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 不動産投資法人等において買換え特例等の対象となる譲渡益の内部留保を可能とする措置を講じること

また、本年は、金融審議会第一部会の下に設置された「投資信託・投資法人法制見直しワーキング」において、投信法改正の議論が行われたことから、ETFにおける金銭と現物の混合設定・償還に係る要望等、こうした法制見直しに係る税制改正要望事項についても検討を行い、要望を提出した。

これらの税制改正要望等について、当協会では金融庁、日本証券業協会、全国証券取引所とも連携しながら税当局との折衝に必要な資料を提出する等の活動を行った。

税制改正大綱は、平成24年11月16日に衆議院が解散され、12月16日に実施された総選挙の結果、政権交代が行われたことから、その公表は平成25年1月24日となった。当協会等が要望していた事項のうち、平成25年度税制改正大綱に盛り込まれた主な事項は下記の通りである。

- ・ 日本版ISA制度の非課税口座を開設することができる期間を延長（現行3年間から10年間に）する等の制度拡充

- 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、公社債投信を含む特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算・損失繰越を可能とする措置
- 投資法人等に係る不動産取得税・登録免許税の軽減措置の2年間延長
- 投資法人が海外不動産の取得等のみを目的とした海外の特別目的会社の株式を取得した場合には、その取得が実質的にその投資法人が海外にある不動産を取得する場合と同視できるものとして一定の要件を満たす場合に限り、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこととする要件を適用しないこととする措置

〔4〕 国際的な活動

(1) 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) への対応

- ① 追加雇用対策法の一部として外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。) は、米国人が外国で脱税行為を行うことを防止するため、外国金融機関 (Foreign Financial Institution、以下「FFI」という。) に対して米国民口座の情報をIRS (Internal Revenue Service (内国歳入庁)) に報告することを求めるものであり、平成22年3月18日に米国で成立した。
- ② FATCAは、各FFIが米国民口座の情報をIRSに報告することについてIRSと契約を結ぶことを前提としている。IRSと契約を結ばないFFIは、米国投資を行う場合に30%の源泉税が課されることになることから、FATCAの成立は世界中の金融機関を驚愕させた。
- ③ 外国の金融機関には、投資信託も含まれるとされ、当協会も米国KPMGとコンサルタント契約を結び、情報収集や対応策についてサポートを受けると共に、ヨーロッパ協会 (EFAMA) などと連絡を取りながら米国に対して数次にわたり意見書を提出してきた。(平成23年までに米国政府に提出した意見書や当協会の活動内容などについては、平成23年以前の活動報告を参照のこと。)
- ④ 平成24年2月8日、米国政府はFATCA規則案を公表するとともにヨーロッパ5か国政府 (フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、イギリス) と連名で共同声明を発表した。共同声明では、FATCA施行に当たって現地の法令上の問題等を克服するため「政府間を通じての報告」や「パススルーペイメントに対する源泉徴収の代替案」を検討することとされた。
- ⑤ 当協会は、他の金融団体と協調し、日本政府に対して共同声明の枠組みに参加することを強く要請した。
- ⑥ その後、日本政府は、米国政府と話し合いを進め、6月21日、FATCAの実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する日米共同声明が発表された。
日米共同声明の主な内容は以下の通りである。

イ. 日米租税条約の活用により、FATCAに係る大きな問題と認識されている「個人情報保護法」、「源泉徴収」及び「口座閉鎖」の問題を解決し、最終的にFATCA契約そのものが必要のない枠組みになることが基本である。

ロ. 具体的には、(1) IRSに日本の金融機関が登録する。(2) 日本の金融機関は、顧客の情報のうち、米国示唆情報を確認し、当該顧客の同意が得られれば協力口座の個人情報としてIRSに直接提供する。当該顧客が個人情報の提供を拒否した場合、非協力口座の総数及び総額情報をIRSに直接提供する。(3) 同意のない個人情報については、IRSが日本の国税庁に対し租税条約に基づく情報要請をし、国税庁がIRSに情報を提供する。

ハ. これら「ロ。」の内容を実施することにより、米国当局は、以下の内容に合意する見込みとなる。(1) 日本の個々の金融機関は、別途、包括的FFI契約をIRSとの間で直接結ぶ義務から免除される。(2) 脱税リスクが低い等のため適用外として扱われる日本の金融機関又は事業体の特定のカテゴリーを枠組みにおいて特定する。(3) 日本の金融機関に対する支払いにつき、FATCA上の米国源泉徴収を免除する。(4) その他負担を軽減しFATCAの実施を簡素化する方策を提供する。更に、枠組みの結果として、次の2点の実施を求められなくなる見込み。(1) 非協力口座保有者の口座の閉鎖。(2) パススルーペイメントに対する源泉徴収。

⑦ なお、平成24年2月に公表されたFATCA規則案について、当協会は、4月26日、米国財務省及びIRSに要望書を提出した。主な要望事項は次のとおりである。

イ. みなし遵守ファンドの要件の改善として、「適格投資ヴィークル」の要件について、全ての販売会社が参加FFI若しくはみなし遵守FFIの場合に変更すること。また、「保有制限付きファンド」についても、要件を緩和すること(例えば、販売制限を行える販売会社に係る規模要件の撤廃等)

ロ. パススルー源泉徴収に使用するパススルー率の計算方法の改善として、簡便法を導入し、計算できないものを全て100%としないこと

ハ. 投資信託がIRSに対して行う契約又は登録手続きの簡素化について、運用会社は数多くの投資信託を扱っており、複数の投資信託をまとめてIRSに登録することができるようにすること

二. 米国政府と政府間協定の枠組みに参加する意向を表明している或いは米国との間で共同声明に類する枠組みの構築を協議する意向を示している国の FFI について、FATCA に基づく IRS との契約を猶予すること

⑧ 米国政府は、2 月公表のヨーロッパ 5 か国との共同声明をもとに 7 月 26 日にヨーロッパ 5 か国政府との政府間合意書 (IGA) の雛形 (Model I の雛形) を公表し、引続き、11 月 14 日には、日本・スイスを想定した政府間合意書の雛形 (Model II の雛形) を公表した。

この間、米国政府は、9 月 14 日に英国政府との間における米英政府間合意を公表した。

⑨ 日本政府が米国政府と政府間取決めの作成交渉を行うに当たって、当協会は、以下の 2 点について、日本政府に要請した。

イ. 日本では、全ての販売会社が FFI となり、IRS へ顧客情報を報告する以上、ファンドを通じての顧客情報の報告は不要であることから、ファンド (運用会社) からの報告の排除

ロ. 投資信託の登録に関しては、コンプライアンス一元化オプションなどの考え方に従って、集合的な登録が可能かどうかという点などの登録の簡素化

⑩ 平成 25 年 1 月 17 日米国政府から FATCA 規則が公表された。今後、日米政府間合意が成立し、IGA が発表されれば、日本の金融機関や投資信託業界は、FATCA 規則及び IGA にそって必要な手続きなどを進めることになる。

(2) 第 17 回アジア・オセアニア会議への参加

第 17 回アジア・オセアニア会議は、平成 24 年 4 月 2 日から 6 日まで香港で開催された。参加協会は、オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 12 協会。当協会からは会長、副会長、他 1 名が出席し、下記の 6 項目からなる議題について活発な議論を行った。

議題 1 主な規制改革と協会の果たす役割

議題 2 ファンド販売ー販売モデルの変化とアドバイザーの果たす役割

議題 3 電子的媒体の利用 (情報伝達、ファンド販売の分野)

議題 4 リスク査定と報告

議題 5 投資家プロフィール

議題 6 年金市場の拡大と投資信託の果たす役割

(3) 第 26 回国際投資信託会議への参加

第 26 回国際投資信託会議及び国際投資信託協会の年次総会は、平成 24 年 10 月 21 日から 24 日まで南アフリカのケープタウンにおいて開催された。世界各国・各地域から 36 の投資信託協会が参加し、当協会からは会長、副会長、他 2 名が出席した。本年は以下の点が主要課題として掲げられ、プレゼンテーションやパネルディスカッションが行われた。

- ・貯蓄における投資信託の役割の増大
- ・投資家の信頼回復
- ・市場環境の向上

当協会は「金融リテラシー・消費者教育」というテーマのパネルディスカッションに参加した。

次回の同会議は平成 25 年 10 月にアメリカのニューオーリンズで開催される予定である。

なお、10 月 21 日の国際投信会議の理事会において、開催国問題が議題に取り上げられ、日本に対し 2014 年以降の開催要請がなされたことから、6 月 14 日に開催した当協会の理事会懇談における了承に基づき、「2016 年の日本開催について、11 月に開催する当協会の理事会に諮る」旨回答した。

これを踏まえ、11 月 15 日に開催した理事会において、2016 年の日本での開催を附議し、了承が得られたことから、11 月 22 日付でその旨を国際投信会議事務局に回答した。

〔5〕 その他

(1) 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成 25 年 11 月までに「公益社団法人」又は「一般社団法人」のいずれかを選択し、移行することが求められていることから、当協会では以下のような対応を行った。

- ① 平成 24 年 2 月 16 日に開催した理事会において、公益認定申請を取下げ、一般社団法人への移行認可申請を行うこととした。

(注) 取下げの経緯は、平成 23 年版の協会活動報告を参照のこと。

- ② 上記を踏まえ、6 月 29 日に開催した定時総会において、「一般社団法人への移行認可申請の承認を求める件」を附議し、承認が得られたことから、7 月 26 日付で内閣府公益認定等委員会に対し、一般社団法人への移行認可を申請した。

- ③ その後、内閣府公益認定等委員会における審査の過程で、定款変更案の一部修正を求められたことから、修正のうえ再提出をするなどのやり取りをした結果、11 月 9 日付で、同委員会から「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」旨の答申が出され、12 月 25 日付で内閣総理大臣による認可を受けた。

なお、一般社団法人への移行に当たっては、認可を受けた日から 2 週間以内に新法人の設立等の登記を行う必要があることから、当協会は登記を平成 25 年 1 月 4 日（一般社団法人への移行日）に行った。

(2) 当協会における質問・苦情相談内容の公表

平成 24 年 1 月から 12 月に当協会等が受付けた苦情・相談等の状況は以下のとおりである。

① 投資信託に関するもの

イ. 質問相談関係

- ・当協会が受付けた件数 117 件
- ・FINMAC が受付けた件数 21 件

主な内容は、ファンドの基準価額に関する情報の入手方法、購入や解約の制度等に関するもの等、購入や換金に関する質問が多数となっている。

ロ. 苦情関係

- ・当協会が受付けた件数 1 件

- ・FINMAC が受付けた件数 5 件

主な内容は、購入手続きに関するもの、リスク開示に関するもの等
ハ. あっせん

- ・当協会が受付けた件数 0 件

- ・FINMAC が受付けた件数 0 件

② 個人情報に関するもの

平成24年1月～12月までにおける会員の個人情報の取扱いに対する一
般投資家からの質問相談及び苦情の実績は皆無であった。

〔6〕平成24年各種説明会及び研修会の開催状況

当協会では、会員会社向けに下記説明会及び研修会を開催した。

<p>◆米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）規則案等に関する説明会 開催日：平成24年3月5日 講師：KPMG LLP マネージング・ディレクター テーマ：外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）規則案等について</p>
<p>◆個人情報の取扱いに関する研修会 開催日：平成24年3月6日 講師：金融庁総務企画局 企画課調査室 課長補佐 テーマ：金融商品分野における個人情報制度について</p>
<p>◆投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための証券投資信託委託会社としての対応策に係る規則等の一部改正等に関する説明会 開催日：平成24年3月30日 説明者：金融庁監督局 証券課証券監督調整官 ：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐 ：野村アセットマネジメント(株) 業務ソリューション室長 （販売・勧誘態勢等に係る検討委員会委員長） ：投資信託協会 事務局 テーマ：投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための証券投資信託委託会社としての対応策に係る規則等の一部改正等について</p>
<p>◆投信総合検索システムの稼働に関する説明会 開催日：平成24年4月4日 説明者：投資信託協会 システム業務室担当者</p>
<p>◆短期金融市場のBCP事業に関する説明会 開催日：平成24年6月12日 講師：全国銀行協会 事務局 テーマ：短期金融市場のBCP事業について</p>
<p>◆正会員コンプライアンス研修会 開催日：平成24年10月29日 （Ⅰ部）講師：金融庁証券取引等監視委員会事務局 証券検査課課長 テーマ：証券検査を巡る最近の動向について （Ⅱ部）講師：投資信託協会 事務局 テーマ：平成23年度会員調査結果について</p>

<p>◆証券投資信託委託会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成24年12月4日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐</p> <p>テーマ：証券投資信託委託会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆投資法人資産運用会社向け業務研修会</p> <p>開催日：平成24年12月7日</p> <p>講師：金融庁監督局 証券課資産運用室 課長補佐</p> <p>テーマ：投資法人の運営において資産運用会社が留意すべき事項等について</p>
<p>◆犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に関する説明会</p> <p>開催日：平成24年12月21日</p> <p>講師：金融庁総務企画局 企画課調査室 課長補佐</p> <p>テーマ：犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正について</p>